

先秦都城の門朝・城郭構造(一)

——既存文献伝承にみえるその平面配置プラン——

谷口 満

序

本稿は表題のとおり、先秦都城の平面構造を、もっぱら既存文献資料にたよって、とくに門・朝と内城・外郭の配置状況を対象として復原しようとするものであるが、考察に先立ってどうしてもことわっておかねばならないことがある。

三十五年ほど前、「春秋時代の都市―城・郭問題探討―」と題した小論を『東洋史研究』四六巻四号に掲載させていただく機会があった。その内容は、春秋時代の列国都城は原則として、内外二つの城壁をもつ内城外郭式構造をもっておいたことを、もっぱら『春秋左氏伝』の記事によって明らかにしようとしたものであるが、紙幅の大半を割いてなんとか関連記事を羅列してみたものの、何か物足りない感じがして、末尾に「釋國」と題した小節を設け、「國」は本来内城部分のみを指し、外郭の部分は含まなかったのではなからうか、という年来の腹案を思い切って付け足すことにした。(以下、引用文における「國」はそのまま「國」と表

記し、本稿の叙述においては「國」と表記する)。

その際、よるべき唯一の資料として掲げたのが次の一文である。
 宋人取邾田。邾人告於鄭曰、請君釋憾於宋、敝邑為道。鄭人以王師會之、伐宋、入其郭、以報東門之役。宋人使來告命。公聞其人郭也、將救之、問於使者曰、師何及。對曰、未及國。公怒、乃止。辭使者曰、君命寡人同恤社稷之難。今問使者、曰師未及國。非寡人之所敢知也(『春秋左氏伝』隱公五年)。
 『春秋左氏伝』では、郭は一般に「郭」という文字で表記されている)。

この一文の意味は次のようなものであるはずである。

宋が邾の農地を奪うという事件が起こった。そこで邾は鄭に「宋への憾みをはらしていただけるなら、道案内は引き受けます」とたきつけた。そこで鄭は王室の軍隊を發動して邾の軍隊と会合し、進んで宋を伐ち、その郭に入り、二年前に宋をはじめとする列国軍に、鄭国都城の東門を囲まれた戦役の仇をかえした。宋は同盟国である魯に使者を遣わして援軍を要請した。魯の隱公は、鄭の軍隊が宋国都城の郭に入っ

た。ことをすでに聞いており、もとより軍隊を出動させて宋を救うつもりでいたが、念のため宋の使者に「敵軍はどこまで及んで及んでいるか？」と訊ねたところ、使者は「まだ国には及んでおりません」と返答した。すると隱公は怒って、救援軍の出動を中止してしまい、使者にことわって、「宋君は私に社稷（国家）に危機が生じた際には、お互いに助け合おうと約束されたが、今使者に訊ねたところ、敵軍は、まだ国には及んでいない」とのこと。それであれば（まだ社稷の危機という段階ではありませんから）、こちらのあずかり知らぬところですよ」といった。

これ以外の読解はないと思うが、要するにその主旨は

一、鄭の軍隊は宋国都城の郭に入った。

二、魯の隱公はそのことを聞いており、もとより救援軍を出動させるつもりであった。

三、魯の隱公の、敵軍はどこまで及んでいるか？という問いに対して、宋の使者はなぜか事実をいつわって、まだ国に及んでおりませんと応えてしまった。

四、それを聞いた魯の隱公は怒って、救援軍の出動を中止してしまつたが、その理由は、敵軍がまだ国に及んでいない状態は、互いが助け合うべき社稷の危機（社稷の難）という段階ではない、というものであった。

の四点につきるであろう。鄭軍が宋国都城の郭に入った（入郭）という事実を前提にしているのであるから、敵軍はどこまで入ったか（師何入）？と訊ね、それに対して事実をいつわって、ま

だ郭に入っておりません（未入郭）と応えたと記していれば、難解でもなんでもないのであるが、なぜか、敵軍はどこまで及んでいるか（師何及）？と訊ね、それに対して事実をいつわって、まだ国に及んでおりません（未及國）と、入、という動詞を及、という動詞に変えて記しているところに難解さが生じてしまっているのである。

しかし、入とはあるラインを越えてラインの内側に入った状態を指し、及とはあるラインの至近に到着したが、まだそのラインを越えていない状態を指すという、字義上の違い、いいかえれば、及ぶ（及）は、入る（入）の一つ前の段階を示しているという常識的な字義上の違いを前にすれば、解釈はむしろ単純であると思う。すなわち、

郭に入る（入郭）をいつわるとすれば、当然、いまだ郭に入らず（未入郭）であるが、それを、いまだ国に及ばず（未及國）という表現に変えて応えたのであるから、いまだ郭に入らず（未入郭）と、いまだ国に及ばず（未及國）は同じ状況を指している。逆にいえば、否定詞、いまだ（未）をとった郭に入る（入郭）と、国に及ぶ（及國）は同じ状況を指すことになり、したがって、もし宋の使者が郭に入る（入郭）という事実をそのまま応えていれば、それは当然、国に及べり（及國）となつたはずである。つまり、宋の使者は、敵軍がすでに郭に入った（入郭）すでに、国に及んだ（及國）という現実を、一つ前の段階である、まだ郭にすら入っていない（未入郭）いまだ国には及んで

はいない（未及國）と、いつわったわけである。

未入郭↓入郭

未及國↓及國↓入國

こうして考えてみると、國に及ぶ（及國）とは、郭に入つて（入郭）、國の一步手前にまで到達した段階であるが、しかし次の國に入る（入國）という段階にはまだ至っていない情況を指していることにならざるをえず、それはその到達した場所は國の範囲ではなかったこと、つまり郭の範囲は國の範囲ではなかったことを示していなければならない。もし郭の範囲が國の範囲に含まれていたならば、郭への侵入は当然、國に入る（入國）と記されたであろう。郭への侵入からさらに進んで、その内側のラインを突破して内部に侵入して、はじめて國に入る（入國）という次の段階に至るのである。その郭の内側のラインとはもちろん内城を囲む内城壁ならずであり、ここに、國は、本来郭の部分、つまり外郭部分を含まず、その内側の内城部分のみを指しているという字義上の解釈にいきつくのである。

宋の使者は、入郭（入郭）という現実をその一つ前段階の未入郭（未及國）といつわったのであるが、未入郭の入を及を使って表現すれば、それは及郭なのであり、敵軍が郭（外郭）の外側へ到達しているといつわったことになる。このいつわった情況であっても、都城の外郭すぐ近くにまで敵軍が到達しているのであるから、かなりの重大事態であるとは思ふが、実のところその情況は春秋時代の都城攻防戦にしばしば見られる、敵軍による一種の示威行動であることが多く、魯の隱公の認識では、そ

れは社稷の危機という段階ではなかったのである。これに対して郭（外郭）に侵入されたという、宋国都城で実際に起こっている情況は、その内側の内城壁が突破されて、内城内の宮殿・宗廟・社稷が制圧される事態が間近に迫っている情況であり、まさしく社稷の危機であった。

魯の隱公は、おそらくその重大な危機を隠さず認めるよう、宋の使者にせまつたのであろうが、その際に使者に要求した回答が入郭ではなく及國であったというのは、どういうことであらうか。入郭という事実をすでに知っていたと記されている以上、要求する回答は入郭で何も問題はないはずなのに、師何入ではなくわざわざ、師何及と問いただして及國という回答を引き出そうとしたのは、なぜであらうか。その理由は入と及の違いにあるのではなく、郭と國の違いにあるのではなからうか。郭（外郭）が周囲の付属区域であるのに対して國（内城）は宮殿・宗廟・社稷の存在する都城の根幹部分であり、敵軍の外郭侵入という同一の情況を表示する場合にあつても、入郭という表現よりも及國という表現のほうが、屈辱感・衝撃感・不面目感において各段に強いものがあつたであらう。しかも、及國の次には入國があり、そして最終的には滅國があるのであるから、現実問題としても及國はただならぬ表現であつたはずである。魯の隱公は、宋に最大限の屈辱感・衝撃感・不面目感を与えようとして、わざわざ、及國という回答を引き出だそうとしたのにちがいない。それはある意味、一種の嫌がらせであるといつてよい。宋の使者にしてみれば、公室が存亡の危機

に瀕していること自体がそもそも大きな屈辱・衝撃・不面目であるし、さらに異姓の魯に腰を低くして救援軍を請わねばならないのも大きな屈辱・衝撃・不面目であったはずであるから、その上、隠公からこのような仕打ちを受けては、もはや我慢の限界というものである。だからこそ彼は隠公の問いただしに対して、及國という事実を答えることができずに、我慢しきれず一瞬、未をつけて、未及國といつわってしまったのではなからうか。もしそうだとすると、使者の心中がわからないわけではないが、結果として魯の救援軍を見込むことができなくなってしまったのであるから、それはそれで外交上の大失敗ということになる。

入郭 という事実を確認するためになぜ 師何及 という訊ねかたをしたのか、それに対する右の理解にあまり自信はないのであるが、しかしともかく『春秋左氏伝』隠公五年の記事を以上のように解釈することによって、国とは本来、内城・外郭のうちの内城部分のみを指したのではなからうかという意見を提出してみたのであった。

ところがそれからほどなくして、岩波書店『図書』昭和四十八年十一月号に、貝塚茂樹「中国の古代国家（その一・その二）」という文章が掲載されているのを偶然知ることとなり、さっそく『貝塚茂樹著作集』を捜してみたところ、『第二巻・中国古代の社会制度』のなかに、「中国の古代国家覚え書き」と改題されて採録されていることが判明した。読過していくと、古代人の国家像を論じた部分に、はたして「左伝のエピソード」として隠公五年の問題の記事が取り上げられている。『著作集』が刊行された際、

『第一巻・中国の古代国家』以外はほとんど目を通さなかった怠慢が、このような重要な見落としを生んでしまったのである。

そこには隠公五年の原文は引用されていないけれども、貝塚博士は次のように述べられている。

魯の君主が「国に入るとはどうしたのか、本当に国に入ったのか」とよく問いただしてみると、実は郭に入っただけであると。つまり近郊の郭で囲まれた部分に入っただけだということで、初めは援軍を出そうと思ったのですが、それならそんな必要はないのではないかというので、援軍を出すのを中止したということがあります。……。それはいったい国の中へ入ってきているのかどうかということについて、国の中へ入ってきているのだったら大事件だから、親しい魯の国としては、ぜひ援軍を出すべきであるけれども、郭（外郭）に入っただけのことだったら、それはほんとに国に入ったのではないではないかということがあって、援軍を出すことを見合わせたという話が一つの物語として伝えられたのです。

隠公が問いただしたのは及國かどうかということであって、入國かどうかを問いただしたわけではない。にもかかわらず博士がなぜ 国 に入る と という表記を用いているのか、いきさつはわからないけれども、おそらく万巻の読書量をほこる碩学にありがちな記憶違いであろうし、しかし 郭 に入る こと と 国 に入る こと を別段階の状態としてとらえていることには変わりはない。すなわち、博士自身も 国 は郭（郭）を含まず、その内側の内城だけが国であった と 考えておられた可能性が、きわめて高いので

ある。

畏敬すべき碩学の意見が、結果としては自身の意見と同じであることにいささかの感慨をおぼえて、見落しをわびるかたがた、博士の意見を紹介する文章をすぐにも公表しようと思ったのであるが、さまざまな事情が重なるうちに歳月はすぎ、三十数年が流れてしまった。今ここに、往時の見落しを故博士と読者諸賢にあらためてお詫びしたいと思う。これが、本稿の考察に先立ってどうしてもことわっておかねばならないことなのである。

都市国家・戦士国家・祭祀共同体国家などの概念によって説明される、故博士の先秦都城研究の成果はまことに豊富であり、今日でも古代都城研究の貴重な指針である。直接の引用は避けたけれども、本稿の執筆にあたっても多くこの点で参照したことはいうまでもない。

なお、中国古代都市国家説といえ、故博士とともに故宮崎市定博士が双壁ということになるが、「中国城郭の起源異説」をはじめとする宮崎博士の先秦都城研究の成果もやはりすこぶる豊富であって、本稿がいくつかの点でそれらの成果を参照していることもまた当然である。

ところで、両博士が先秦都城の諸問題を相互に直接議論することとはあまりなかったらしいのであるが、ただ『貝塚茂樹著作集第一巻・中国の古代国家』「あとがき」の次の一文だけは見落としてはならないのではなからうか。

実 は 封建制か都市国家制かは、二者択一で決せられるべきではなく、中間項を立てる考え方もある。マックス・ウェーバー

は古典時代以前のギリシャ都市国家を封建的と呼び、都市封建制という範疇を作った。おそらく、ウェーバーの学説とは独自に構想されたと思われる宮崎市定博士による「封建的都市国家」という概念がある。博士によると、周が殷を平定した後、その領土を一族に支配せしめるとき、都市国家の形式を採用したが、それらの都市国家の君主は周本国に臣属し、封建制度によって統合されたと解釈し、封建的都市国家という名称が使われた。これに対して、これは都市国家制と封建制の矛盾概念を結びつけたものとして非難する論者もあつたが、ウェーバーもこれと同じ術語を用いていたことは意識に上らなかつた。

両博士にしてみれば、都市国家制と封建制が矛盾概念であるといわれても、おそらくどう答えてよいのか、とまどつたのではないだろうか。一個の都市が君主のもとに、あたかも一つの独立国家としての状況を呈しながら、一方でその君主が他の都市国家の君主に臣従しているという状況は、ごく普通にありうることであつて、矛盾でもなんでもないのである。両博士がまず注目したのは、その二つの状況のうちの各都市の独立性の強さであつて、これを表示しようとして都市国家という用語を使用したのである。したがつて、もう一方の各君主間の主従関係の強さを強調しようとするれば、当然それは封建制としか表示しようがないであろう。両博士が明らかにしようとしたのは中国古代の政治的現実であつて、その現実を説明するためにある場合には都市国家という用語を、ある場合には封建制という用語を持ち出されているので

ある。両博士が問題としているのは過去の現実であって、その現実のある場面をより正確に表示しようとして、都市国家という用語が適切である場合にはそれを使用し、封建制という用語が適切である場合にはそれを使用したまでにすぎない。歴史研究におけるこの当たり前の方法を、故貝塚博士のこの一文を読んで、今一度かみしめなければならぬと思う。

本稿が復原しようとしている先秦都城の門朝・城郭構造は、その復原の結果において両博士の都市国家説を、わずかな程度ではあるが補強するものと予想されるが、それにつけても両博士に見習ってできるだけ正確に現実を復原しなければならない。その意思の確認をこめて、この場を借りて、『著作集第一巻』「あとがき」の一文を掲げてみたのである。

いささか異例な序文となつてしまつたが、こうして三十数年来の胸のつかえを解消して、以下にはまず既存文献伝承のみをたよりに先秦都城の門・朝と内城・外郭の配置構造を復原してみたいと思う。もつとも、この試みに対しては、何を今さらという非難が起こるのである。実際、鄭玄からはじまつて清朝の学者たち、そして近年の賀業矩氏やそれこそ貝塚博士や宮崎博士にいたるまで、数多い学者たちが残存資料を網羅的に駆使して緻密な考証を重ね、精確な意見を出してきているのである。確かに、付け足すべきものはやないというのが実情であろう。ただ万に一つの確率ではあろうが、付け足すものが見つかるかも知れない。この万一の可能性への期待が、本稿執筆をあえて実施する第一の理由である。また、この課題における基本的資料はもちろんいわゆる

儒家經典が中心となるが、従前の学者たちがそれら古典の解説にいかにか苦心しているか、その有様は見ごたえ十分である。見ごたえ十分まではいかないであろうが、しかし自身もその苦心を少しでも味わつてみたい。それが本稿執筆をあえて実施する第二の理由に他ならない。

本稿の考察は次のような順序でもつて進められる。

一．『周礼』の記事から、『周礼』の作者（作者たち）がイメージしていた、周王朝都城の門朝・城郭配置構造を復原する。それは具体的にいえば、作者が想定していた、周王朝の制度にもとづく都城構造そのもの、もしくは作者が想定していた、儒家的理念からしてこうであつたはずであると考へた都城構造であり、いずれにせよ、いふなれば儒家的理想型としての『周礼プラン』ということができようであろう。なお、必要な限りにおいて『礼記』などの記事も参照する。

二．『春秋左氏伝』の記事から、春秋列国都城の門朝・城郭配置構造を復原する。これは春秋時代に実際に存在した、実情としての配置構造ということができようであろう。なお必要な限りにおいて『国語』などの記事も参照する。

また、資料の読解に際しては、次の二点に留意している。

一．『周礼』や『春秋左氏伝』の読解にあつては、注・疏をはじめとする後世の解釈をなるべく参照しない。注・疏などにはきわめて有用な意見も多いのであるが、しかし、それは後世人の解釈であつて、『周礼』・『春秋左氏伝』の原文の認識とは、実は必ずしも同じでないものもかなり存在するはずである。本稿が明

らかにしたいのは、『周礼』や『春秋左氏伝』自身の認識であって、したがって、『周礼』や『春秋左氏伝』の原文自体を彼此相互に照合するという方法にできるだけ徹したいと思う。

二、近年先秦都城をめぐる考古資料の増加にはめざましいものがあるが、それらの導入はこの既存文献伝承による作業が終了したのちに実施したいと考えている。というのも既存文献伝承の情報を考古資料でもって検証するのは、やはり既存文献伝承を精査したのちが好ましいのではないかと、単純に考えているからである。

一、『周礼』の記事から想定される周王朝都城の門朝・城郭構造

『周礼』は周知のように、その成立年代についてさまざま議論がある經典であり、その内容もはたして周王朝が創設した制度をどこまで正確に伝えているのか、異論の多い經典である。極端に言えば、『周礼』にみえる周王朝の制度は、後世の儒者が捏造したまったく架空の制度であって、『周礼』に見える制度など実際は何も存在しなかったという意見さえ可能であろう。それにもっとも問題となる「冬官考工記」は、ある時点で亡失してのちに付加されたものであるから、都城構造についてのイメージといっても「冬官考工記」と他の五官ではそもそも異なるのでは、ということも考慮しなければならぬ。

これに対する本稿の立場は次のようなものである。

『周礼』の作者（作者たち）は、西周時期以降『周礼』成立時期に至るまでの周王朝の都城構造について、なんらかの認識をもっていたはずであり、『周礼』の記事はそれらの認識を前提として書かれてはいるはずである。したがって、『周礼』の原文からそれらの認識を抽出して整理すれば、そこに一つの都城構造が復原されることになるが、『周礼』の儒家經典としての格付けからすれば、それは儒家たちが描いたさまざまな都城構造のうちでも、もつとも早くに描かれたもつとも本源的な都城構造ということができよう。本稿はこれを周制プランと呼ぶのであり、その周制プランを『周礼』の資料的性格を右のようにとらえたいと復原しようと思うのである。また周制プランについての認識において、「冬官考工記」と他の五官に異なるものがあるのかも知れないが、しかしはつきりとは認められないし、もし認められたとしても周制プランの復原に決定的な影響を与えるほど大きなものではないのではなからうか—この点については一文を草する必要があるが—。気にはなるが、本稿ではこの問題はとりあえず無視しておきたいと思う。

さて、『周礼』の示している門朝・城郭の配置構造といえは、その「冬官考工記」〈匠人〉の次の一文をまず掲げねばならない。匠人營國。方九里、旁三門。國中九經九緯、經涂九軌。左祖右社。面朝後市。市朝一夫。夏后氏世室。堂脩二七、廣四脩一。五室。三四步、四三尺。九階。四旁兩夾窻。白盛。門、堂三之二、室三之一。殿人重屋。堂脩七尋、堂崇三尺。四阿

重屋。周人明堂。度九尺之筵、東西九筵、南北七筵。堂崇一筵。五室。凡室二筵。室中度以几堂、上度以筵宮、中度以尋、野度以步、塗度以軌。廟門容大局七个、闕門容小局參个。路門不容乘車之五个。応門二徹參个。内有九室、九嬪居之。外有九室、九卿朝焉。九分其國、以為九分、九卿治之。王宮、門阿之制五雉、宮隅之制七雉、城隅之制九雉。經塗九軌、還塗七軌、野塗五軌。門阿之制、以為都城之制。宮隅之制、以為諸侯之城制。還塗、以為諸侯經塗。野塗、以為都經塗。

拋るべきまとまった唯一の記事である「冬官考工記」〈匠人〉の一文は、このように簡単なものである。簡単なばかりか、これでは各門・各朝の配置情況、内城・外郭の配置情況を復原しようがない。したがって、復原にはどうしても五官の記事を参照せざるをえなくなるのである。以下に、五官の記事を使つていくつかの情況を復原してみようと思う。

〔治朝と路門〕

「天官」〈宰夫〉に次の一記事がある。

宰夫之職、掌治朝之灋。以正王及三公・六卿・大夫・羣吏之位。掌其禁令、敘羣吏之治、以待賓客之令・諸臣之復・萬民之逆。

これによると、治朝という広場での会同において所定の場所（位）が与えられていたのは、王・三公・六卿・大夫・羣吏である。すなわち、三公・六卿・大夫・羣吏が、治朝に入りそこの会同に参加することを許された身分の保持者であったというのである。ここに六卿・大夫と並んで見えているのは士ではない。

く羣吏であるというのはいささか奇異であろうが、この疑問は「夏官」〈司士〉の一文によって容易に解消される。

正朝儀之位、辨貴賤之等。王南鄉、三公北面東上。孤東面北上。卿・大夫西面北上。王族故士・虎士在路門之右、南面東上。大僕・大右・大僕從者在路門之左、南面西上。司士擯、孤・卿特揖、大夫以其等旅揖、士旁三揖。王還、揖門左、揖門右。大僕前、王入内朝、皆退。

この朝儀に参加しているのは、王・三公・孤・卿・大夫・故士・虎士・大僕・大右・大僕從者であるが、王のもとに三公・卿・大夫が参集しているというのは、「天官」〈宰夫之職〉の治朝での会同と同じであり、この朝儀が治朝で行われたことはまちがいないであろう。そして、朝儀の最後に孤と卿が特揖、大夫が旅揖、士が旁三揖というお辞儀をするというのであるから、この朝儀に士身分の者も参加していたわけである。もつともその士身分の者とは、王の右側と左側に南面して整列している、故士・虎士や大僕・大右・大僕從者に任じられている士身分のものをいうのか、そうではなく三公・孤・卿・大夫の背後に整列していたであろう士身分の者をいうのか、はっきりしないけれども、おそらく後者の可能性が高いであろう。この点については、後掲する「秋官」〈朝士〉の左九棘、孤・卿・大夫位焉。羣士在其後。という一文が参考になる。この治朝での朝儀に士身分の者が参加していることに変わりはない。そもそも、参列者の侍立位置を差配する職位が司士と呼ばれていることが、このことを何より裏付けているであろう。つまり、

「天官」_{宰夫} 三公―六卿―大夫―羣吏

「夏官」_{司士} 三公―卿―大夫―士

という対応関係が確認されるのであって、羣吏は士身分の者に他ならず―士身分の者で何らかの職位に就いていたものに違いない―、〈宰夫之職〉においても〈司士〉においても、これより下位の者の参加は見えないのであるから、つまり治朝の会同に参加することを許された最下位身分は士身分であったことが知られるのである。もちろん最下位といっても、卿・大夫に比べてのことであり、結局のところ、卿・大夫・士という、よく知られる貴戚階層だけが治朝に入ること許されたのである。

ところで、この〈司士〉の一文に、「冬官考工記」〈匠人〉がかげる廟門・闈門・路門・応門のうちの_{路門}が、_{王族故士}・_{虎士}在路門之右、_{大僕}・_{大右}・_{大僕従者在路門之左}という文面において登場している。この路門とはどこに位置していたのであろうか。「春官」〈小宗伯〉に_{縣衰冠之式于路門之外}とあって、小宗伯の職掌範囲からして、どうやら治朝に面する門であったらしいと推測されるのであるが、この記事だけではなんとも判定しようがない。そこで〈司士〉の一文を今一度読み進めてみると、朝儀の最後に王が門の左(東)と門の右(西)に向かつて会釈し、大僕が先導して王は_{内朝}に入り、これで会同は終了となって参加者も退出していくと記されている。その際、王は当然何かの門をくぐって内朝に帰っていったはずであるが、その門は、_{王族故士}・_{虎士}がその門前の右(西)に整列し、_{大僕}・_{大右}・_{大僕従者}がその左(東)に整列していた路門において他はないであろう。

王が会釈し終わると、大僕が列から離れてまず路門をくぐり、彼を先導役として王が続いて路門をくぐるのである。つまり、路門は朝儀の広場である治朝とその内側の内朝をつなぐ門であり、治朝に南面していたわけである。

治朝で会同がある場合には、まず三公・孤・卿・大夫・士たちが治朝に集合して所定の位置につき静かに王の出御を待っている。ほどなくして王は、―おそらく大僕に先導されて―路門をくぐって内朝から治朝に出御し、居並ぶ百官に南面する。その王の位置は、もちろん路門の南端を出たすぐのところであったにちがいない。その際、王の面前の広場に三公は北面し、孤はその西側で東面し、卿・大夫はその東側で西面しているのに対して、_{王族故士}・_{虎士}と_{大僕}・_{大右}・_{大僕従者}という、おそらくは三公・孤・卿・大夫よりは身分ランクの低い、士身分に属する者と思われる者が、路門の右・左に、つまり王の右・左に南面して並んでいるのはなぜだろうか。理由の推測はそれほど困難ではない。故士とは士身分の者のなかでも王及び先王ととくに関係の深い由緒ある者、虎士とは士身分の者のなかでもとくに勇猛な者を指しているに違いなく、彼らはいわば譜代の兵士・精銳の兵士として、王の護衛役を勤めていたのである。また、_{大僕}・_{大右}・_{大僕従者}はその字面からして王の秘書役であったに違いなく、王の侍従役を勤めていたのである。王の出入に際して先導役を務めるといって、大僕の職務は侍従役の一つの重要な仕事なのである。つまり、彼らは王を護衛し王の行動を補助するために王の左右に近侍していたのであり、王を守護しようとする意識がもつとも高く、王の信

頼もまたもつとも篤い存在であったと思われる。王の手足としての活動に任じられているのであるから、王の左右至近の位置に立侍していなくてはならないし、治朝でもし不測の事態が起こった場合、決してそれを見落としてはならない。彼らが南面していたのは、治朝全体を見渡し監視するためであったとみて、まちがいないであろう。

こうして、卿・大夫・士身分の百官が会同する治朝という朝と、治朝に南面し、内朝・治朝の出入門である路門の存在が確認されるのであるが、これに関連して二つの門をあげておきたい。

一つは、「地官」〈師氏〉の「居虎門之左、司王朝」という記事に見える虎門である。王朝とは王の視朝、つまり王が出御して百官と会同することであるから、それは治朝で行われたはずであり、したがってその際に師氏が待機した虎門とは路門の別名ということになる。路門がなぜ虎門とも呼ばれたのかはつきりしないが、虎士がその右（西）に侍立していたことと無関係ではないであろう。

一つは、「夏官」〈大僕〉の「建路鼓于大寝之門外而掌其政」という記事に見える大寝之門である。前掲したように、王の出御に際して路門の左（東）に侍立するのが大僕の重要な職掌であったことからしても、また「路鼓」という表記からしても、この路鼓の「路」が路門の路であったことはまちがいない。とすると、その路鼓が建てられた大寝之門外の大寝之門とは、路門そのものか、そうでないにしても――路門の南側は治朝という広場で門は存在しないのであるから――、路門内側の内朝諸門のなかの路門からそう

遠くない門でなければならぬ。前者が正解であるとは思いますが、それはともかく、その門が「大寝之門」と呼ばれているのを見落とすわけにはいかなぬであろう。路門そのものであるにしろ、内朝諸門の一つであったにしろ、「大寝」という表記は、王の寝所を示しているからである。つまり、「夏官」〈司士〉に見える「内朝」は、王の寝所が配置された、いわば王の私的な生活空間であったことになるのである。

〔外朝と象魏・応門〕

「秋官」〈小司寇〉に次の一文がある。

掌外朝之政、以致万民而詢焉。一曰詢國危、二曰詢國遷、三曰詢立君。

また「秋官」〈朝士〉には、

掌建邦外朝之灋。左九棘、孤・卿・大夫位焉。羣士在其後。右九棘、公・侯・伯・子・男位焉。羣吏在其後。面三槐、三公位焉。州長・衆庶在其後。右嘉石平罷民焉、右肺石達窮民焉。

という一文がある。

これによれば、外朝という広場には、孤・卿・大夫・士・公・侯・伯・子・男・州長だけでなく、万民・衆庶・罷民・窮民などと呼ばれる階層身分の者も入ることが許されていたことになる。この階層がどのようなものなのか規定はむづかしいが、「民」という表記を援用して、あいまいではあるが一応「一般民」という規定を与えておくことにしよう。外朝は一般民が入ることを許された空間だったのである。治朝には士以上の者しか入ることができず、

その治朝の内側には王の私的な空間である内朝が存在したのであるから、三朝の配置が、王の寝所から南へ内朝―治朝：外朝の順であったことはまちがいない。もっとも、治朝と外朝の間にさらに他の朝があったのかどうかは、右の記事だけではなんとも言えないであろうから、治朝と外朝の間は、この段階では…である。

ところで、外朝の機能を云々するのにはしばしば引用されるのは次の記事である。

正月之吉始和布治于邦國都鄙。乃縣治象之灋于象魏、使万民觀治象、挾日而斂之（「天官」〈大宰〉）。

この記事は、治象之灋の部分に、「地官」〈大司徒〉では教象之灋、「夏官」〈大司馬〉では政象之灋、「秋官」〈大司寇〉では刑象之灋となつて同文が見えているが、象魏を観るのはいずれも「万民」である。万民が集合するのは外朝なのであるから、象魏を観るために彼らが集合した場所も当然外朝であつたはずである。

象魏とは、万民がそれを観て施政の内容を知る、一種の看板であつたことはまちがいない。魏はおそらく「魏巍」の意であろうから、それは高所に聳えるように設置されていたのであろう。その設置場所はどこであろうか。参考になるのは「地官」〈大司徒〉の次の一文のみである。

若國有大故、則致万民於王門。命無節者、不行於天下。これと前掲「秋官」〈小司寇〉の、

掌外朝之政、以致万民而詢焉。一曰詢國危、二曰詢國遷、三曰詢立君。

を並べてみれば、前者の大故は後者の國危・國遷・立君にほぼ相

当するであろうから、こういった大事を諮る場合、万民は外朝に入つて「王門」のもとに集合したのであり、その王門は当然外朝に面する門であつたと考えねばならない。したがって、象魏はこの王門上に設置されていたはずなのである。

もっとも王門というのは通称・美称の類であつて、どの門がそう呼ばれたのか、「大司徒」や「小司寇」の記事のみから推測しようとしても不可能である。ただ、「王門」と呼ばれるからには、とくに重要で荘嚴な門であつたことはまちがいでなく、ここにある程度の推測が可能になつてくる。

「冬官考工記」〈匠人〉が掲げている門は、廟門・闈門・路門・応門の四門であつた。諸門のなかからとくにこの四門が取り上げられているのは、もちろん四門がとくに重要な門であつたからであり、とすれば王門と通称・美称される重要な門がこのうちのいずれかであつた確率は高いであろう。そうすると路門が内朝・治朝の出入門にして治朝に面する門であることが確定している以上、残りの三門のうちから搜索せねばならないが、まず廟門は王が先君を祀る祠廟の門であろうから、王族に連なる卿・大夫・士身分の者ならともかく、一般民である大勢の万民がその門前に集合して象魏を仰ぎみたとは考えにくい。次に闈門であるが、これがどのような機能を付された門かはつきりしないものの、廟門の大きさが大局（大車）七輛を容れうる幅をもっているのに対して、その容れうる幅は小局（小車）三輛分に過ぎず、この規模は「王門」とよべるような壮大なものとはいえないであろう。こうして王門とは応門のことであるとの結論に至ることになる。消

去法であるとの憾みは残るが、象魏の設置される外朝に面する門にして、時に王門と通称・美称される門は応門であったとの意見をここに提出したいと思う。

以上が、『周礼』の各記事自身を彼此照合して抽出されてくる、門・朝の配置構造である。すなわち、少なくとも内朝（路門）―治朝：（応門）―外朝という配置の存在が確認されるのである。この部分、つまり治朝と外朝の間にさらに他の朝があったかどうかは、この段階に至ってもやはり不明なのであるが、しかし、その存在を示すような朝名や門名は『周礼』の中にはまったく見えないことを考慮すれば、存在しなかったとみるのが妥当というものであろう。そこでこの段階では、：を―に変えて、治朝と外朝は北・南に隣接する朝で、その間に他の朝は存在しなかったという意見をも提出しておくことにしたい。

①『周礼門朝』内朝（路門）―治朝（応門）―外朝（？門）
そうすると、では外朝を挟んで応門と北と南に向かい合い、一般民が外朝に入ってくる門は何かということが当然問題になるであらうか（？門）、これについては『周礼』の記事自身のみでは、まったく想定不可能である。この段階では不明とせざるをえない。

〔城と郭〕

次に内城・外郭の配置を復原してみようと思うが、門・朝のそれ以上に関連記事は零細であり、かろうじて問題にしうるのは「夏官」〈量人〉と〈掌固〉の次の記事のみである。

掌建國之灋、以分國為九州、營國城郭、營后室、量市朝・道巷・門渠（量人）。

掌脩城郭・溝池・樹渠之固（掌固）。

ここに見える「城郭」とは、いったいどの部分をさしているのか、『周礼』の記事には直接説明しているものがない。おそらく手がかりとなりうるのは前者の「營國城郭」という表記のみであって、この意味をなんとか追求していくしか他に手段はないであろう。

「營國城郭」という表記と〈匠人〉条の「營國方九里旁三門。國中九經九緯、：。」という表記を並べてみれば、前者の「國」と後者の「國」は同一のものであり、その二つの「國」はまた、後者の「國中」の「國」とも同一であることは疑いない。そこで「國中」という表記を『周礼』のなかから拾い出してみると、

・掌建邦之教灋、以稽國中及四郊・都鄙之夫家九比之數（「地官」〈小司徒〉）。

・以歲時登其夫家之衆寡、辨其可任者。國中、自七尺以及六十、野、自六尺以及六十有五、皆征之（「地官」〈鄉大夫〉）。

・各掌其比之治。五家相受、相和親、有辜・奇・袤、則相及。徙于國中及郊、則從而授之（「地官」〈比長〉）。

・以廩里任國中之地、以場圃任園地、以宅田・士田・賈田任近郊之地、以官田・牛田・賞田任遠郊之地、：（「地官」〈載師〉）。

・掌國中失之事、以教國子弟（「地官」〈師氏〉）。

・一曰誓、用之于軍旅、二曰誥、用之于會同、三曰禁、用諸田役、四曰糾、用諸國中、五曰憲、用諸都鄙（「秋官」〈士師〉）。

といった例をあげることができる。

これらにみえる「國中」は、いずれも四郊・都鄙（この都は今問題としている国都＝都城の都ではなく、国都より小規模な城壁都市をいう）・野・郊・近郊・遠郊と対比して登場しており、明らかに国都である都城の内側を指している。したがってこれらの場合の「國」は一個の城壁都市としての都城を指しているはずであり、「匠人」の「營國」とはその城壁都市としての都城を建設すること、「國中九經九緯」とはその城壁内部に縦横それぞれ九条の道路が走っていることを示しているとしか考えようがない。

こういった事例から援用すれば、「量人」に見える「營國城郭」の「國」もやはり、一個の城壁都市としての都城であり、「國城郭」とは「國の城と郭」と読むべく、都城内部を構成する城と郭ということになる。具体的にいえば、「匠人」に見える「方九里」の城壁をもつ都城の内部が城の部分と郭の部分から成り立っているわけであり、それは言い換えれば、『周礼』の作者（作者たちは、周王朝の都城は内城・外郭構造をとっていたと認識していたことになるのである）。

もちろん、この理解に対しては、この場合の「城郭」とは城壁あるいは城壁で囲まれた区画を指す連語名詞であって、必ずしも城と郭という、二つの城壁二つの区画を指しているわけではなく、「國の城郭」とは都城を囲んでいる城壁もしくは都城を構成している城壁区画というほどの意味にすぎないのでは、という反論がおこるであろう。この反論に回答を返すためには、『周礼』以外の資料を持ち出してこざるをえず、その作業は別稿をもって果た

したいと思うが、ここでは関連する二つの問題を指摘することで、この段階での回答としておきたい。

それは外ならぬ基本資料である『冬官考工記』（匠人）に見える記述なのであるが、一つは、「王宮。門阿之制五雉、宮隅之制七雉、城隅之制九雉」の「城隅」の「城」とは何かという問題である。王宮とは王の宮殿であり、その宮殿正門にある何らかの施設の規模が五雉、その王宮四壁の四隅にある何らかの施設の規模が七雉、さらにその外側を囲む城壁四隅の何らかの施設の規模が九雉というのが、この記事の意味であるにちがいない。城隅之制九雉の城壁の周長をどれほどのものと想定しているのか残念ながら類推記事はないのであるが、王宮を囲む城壁となると、それが一王宮を囲むものであれ複数王宮を囲むものであれ、常識的におよその想定は可能というものである。一辺が数百m、どんなに長くともkmをそう大きく越えることはなかったであろう。『周礼』の作者（作者たち）は方九里の都城のなかに、王宮を囲むこの程度の規模の城壁が存在していたと認識していたのである。

今一つは、これと関連して、「營國。方九里、旁三門」という各辺三門をもった一辺九里の城壁に対して、『周礼』の作者（作者たち）がどのような理解をもっていたかという問題である。『周礼』の使用している一里がどれほどなのかはつきりはしないものの、約四百mであることはまちがいない、そうすると九里は四km弱となる。この九はもちろん聖数であって、周王朝都城の現実をそのまま伝えているわけではないであろうが、しかし、この長さが、一般に知られている先秦都城の一番外側の城壁のそれにほぼ

相当しているという事情は重要である。『周礼』の作者（作者たち）がこの王朝都城一辺九里の城壁を、その一般に知られている一番外側の城壁と重ね合わせていたことはまちがいないであろう。その一番外側の城壁は『春秋左氏伝』では「郭」と呼ばれ、いわゆる外郭壁を指していたのであるから、『周礼』の作者（作者たち）が一辺九里の城壁を「外郭壁」であると理解していた可能性は、高いのではなからうか。その内側に縦横九条の道路が走っていたという情況からしても、そこを外郭域と認識していた可能性は高いはずである。

そのようなわけで、『周礼』の作者（作者たち）は、一辺九里からなる周王朝の都城、つまり「國」は、王宮を囲む内城と縦横九条の道路などを囲む外郭から成り立っていると理解していたに違いないという意見を、この段階で提出しておきたい。とすると、『周礼』の「國」は一辺九里の城壁の内側をいうのであるから、その国は外郭をも含むことにならざるをえない。序に示したように『春秋左氏伝』には、「国は本来外郭を含まず内城部分のみを指していた」という認識を伝える記事が存在したことと比較すると、「國」の字義解釈に限って言えば、『春秋左氏伝』から『周礼』の間に、その認識に変化が生じたことにならう。

さて、『周礼』記事分析の最後として、宗廟と社稷の位置を復原してみたのであるが、遺憾なことに有効な記事はまったく存在しない。それは「外朝」に決まっているのではないかとこの声がか聞こえてきそうであるが、そしてその意見はおそらく正しいのであろうが、実は『周礼』のどこを探しても、そう推測させる記事

は見つからない。「匠人」の「左祖右社」や「春官」〈小宗伯〉の「掌建國之神位、右社稷、左宗廟。…凡天地之大災類、社稷・宗廟則為位。」

によって、左（東）が宗廟、右（西）が社稷ということがわかるだけであり、そこが内朝なのか治朝なのか外朝なのか、あるいは外郭なのか、外郭外、つまり都城なのかわからないのである。外朝であるとする意見は、もちろん『周礼』以外の資料から導き出されているものに他ならない。

なお、ここでもうしても気になる事情に注意をうながしておきたい。それは〈匠人〉が掲げる四門の廟門―闈門―路門―応門という順序である。この順序がアトランダムなものであれば問題は生じようがないのであるが、路門―応門が王所からみてそれぞれより内側より外側ということがすでに判明している以上、あるいはこの順序は王所からみて南へ順に廟門―闈門―路門―応門と並んでいることを伝えているかもしれない可能性を捨て去ることができず、そこに一つの問題が生じるからである。なぜなら、その性格がはっきりしない闈門はともかくとして、廟門は字面からして祖先祭祀に供する祀廟の門であろうから、路門のさらに内側、おそらく内朝に祀廟施設が存在したことになるからである。もしそうだとすると、それはいわゆる（右）社稷・（左）宗廟の宗廟のことなのか、違つとすれば両者はどのような関係にあるのか、重要な疑問がわいてくるであろう。検討しようがない事情ではあるが、一応、注意をうながしておきたいと思う。

『周礼』の記事自身を彼此照合して得られる周王朝都城の門朝・

城郭構造のイメージは、以上のようにごく簡単なものである。そこで、以下には『周礼』の記事以外は用いないという禁忌をあえてやぶって、このイメージにもう少し情報を付け加えたいと思うが、禁忌をやぶるといっても、後世の注・疏などを使用してしまつては、当初の目論見自体が崩れてしまうのであろうから、ここでは『周礼』にならぶ『礼』の経典である『儀礼』と『礼記』だけに限って、いくつかの関連記事を取り上げてみようと思う。

もつとも、『儀礼』では路門が「寝門」とも呼ばれていたことを伝える、

管人布幕于寝門外、…。宰人告具于君、君朝服出門左、南郷（「聘礼」）

という一文をのぞけば、関連記事は皆無に等しく、そこでいきおい『儀礼』に比べればそれがやや豊富な『礼記』に頼らざるをえないことになる。

『礼記』のなかで、まず注意しなければならない記事は次の二つであろう。

一つは「文王世子」の、

其朝于公、内朝、則東面北上。臣有貴者以齒。其在外朝以官、司士為之。…。公族朝于内朝、内親也。雖有貴者以齒、明父子也。外朝以官、體異姓也。

という記事である。前段と後段の間には少し長い文章がはさまれているのであるが、両段の主旨は同じとみてよいであろう（前段の「其朝于公、内朝」という表記には何か誤写があるように思うが、後段の「公族朝于内朝」と同じ意味であることはまちがい

ない）。公族とは『周礼』「夏官」〈司士〉にいう三公・孤・卿・大夫クラスの高位身分の者に相当するはずであり、ちなみに〈司士〉の記事で「東面北上」しているのは「孤」身分の者であった。そうするとここに二つの疑問が生じることになる。一つはこういった高位身分の者が集合するのは『周礼』では「治朝」であったのであるから、この「文王世子」ではそれが「内朝」となっているのはどういうことであろうか、という問題である。もう一つは『周礼』では「士」身分の者も治朝に入ること許されていたのであるが、この「文王世子」では「其在外朝以官、司士為之」となっていて、「司士」の管理に従う士は「外朝」には入れられるものの、その内側の「内朝」に入ることはできなかったと認識されていたことになり、それはどういうことであろうか、という問題である。

今一つは、「玉藻」の

朝服、以日視朝於内朝、…、君日出而視之、退適路寝聽政。使人視大夫。大夫退、然後適小寝积服。

という記事である。その文意は「君は朝儀の正装である朝服を着て、日がのぼると内朝に出御して政事に臨む、…君は日がのぼると内朝に出御して政事に臨み、それが終わると路寝に引き返してさらに政事を行う。その際は、自身でなく臣僚に命じて大夫に面会させる。大夫がすべて退くと一連の政事は終了であり、君は小寝に帰ってようやく朝服を脱ぐ。」というものであろう。これによると公族の集合場所である内朝の内側には「路寝」という空間があり—おそらくその路寝のなかに小寝があるのであろうが—、

この路寝が『周礼』にいう、治朝内側の私的生活空間である。内朝に相当することが容易に想定される。そしてまた、路寝という表記からその路寝と内朝を出入する門が路門と呼ばれたであろうことも、容易に想定されるのである。

右のように二つの記事の内容を『周礼』の関連記事と比較してみると、『周礼』の門名・朝名と『礼記』の門名・朝名には異同があり、また士身分の取り扱いについても理解に異同があったことがわかる。今後者の異同についてはしばらくおいて、前者の異同に対応する門朝配置を並べてみると次のようになる。

『周礼』内朝（路門）—治朝（応門）—外朝

『礼記』路寝（路門）—内朝（？門）—外朝

どうしてこのような異同が生じてしまっているのか、確かな理由はもちろん知られないものの、一つの可能性を提出しておきたい。『周礼』が念頭においているのは周王朝の都城ただ一つであるのに対して、『礼記』には周王朝都城のそれだけではなく、魯都曲阜をはじめとする列国都城の情報も、諸篇のなかに混然となつて入りこんでいるのではなからうか。たとえば列国都城のみで使用されていた朝名や門名が、何かの事情で周王朝都城のそれとして表示されてしまった、というようなことはないであろうか。もし、そのような事情を推測させる事例が発見されたならば、あらためて別稿を立てて論じてみようと思うが、それはともかくとして『礼記』では最深部の君主私的空間は、路寝、路寝と内朝を出入する門は路門、内朝の南隣は外朝と呼ばれていたという事実をまず確認しておきたい。そうすると、内朝と外朝を出入する

門とその門と北南に向かいあう、外朝に入る門は何かという問題が残るが、この段階では不明とせざるをえない。

② 《礼記門朝》路寝（路門）—内朝（？門）—外朝（？門）

次に注意しなければならないのは、『礼記』には『周礼』にはまったく見られない、ある重要な門が登場していることである。それは、庫門である。

一、魯莊公之喪、既葬而經不入庫門、士大夫既卒哭、麻不入（檀弓下）。

二、既卒哭、宰夫執木鐸、以命于宮曰、舍故而諱新、自寢門至于庫門（檀弓下）。

三、軍有憂、則素服哭於庫門之外（檀弓下）。

庫門は、魯莊公死後の事情を伝える一の記事に見えている通り、魯都曲阜の門の一つであった。『周礼』にこの門名が登場していないのは、魯都の門名であつて周王朝都城の門名ではないのであるから、登場しようがないのである。一の記事は、新君が即位に際して都城に入る場合、庫門をくぐることに重要な意味をもっていたことを示しており、二の記事は、新君への奉仕を促すために、宰夫が木鐸を打ち鳴らしながら寢門から庫門にまで行くというのであるから、寢門から庫門までが特別なエリアであつたこと、言い換えれば、庫門は内と外を区別する重要な門であつたことを示している。三の記事は、出動していた自軍の敗北という深刻な事態に直面して、戦死者に対する哀悼のあまり、君主がとくに庫門から出てそこで慟哭の儀式を行ったと伝えているのであつて、それは庫門を出るといふ行為がとくに異例な行為であつたこと、

つまり庫門はいわば、通例越えてはならない禁忌のラインであったことを示している。

このような重要な門である庫門は魯都曲阜城のどこに存在したのであろうか。ここにおいて、先秦都城を考察対象とする場合、誰もがいきつくことになる「明堂位」の一文に、やはりいきついでしまうことになるのである。

大廟、天子明堂、庫門、天子皋門、雉門、天子応門。

魯都曲阜城における大廟は周王朝都城における明堂に相当し、庫門は皋門に相当し、雉門は応門に相当するというのが、この一文の意味である。「明堂位」の作者は、王朝都城と曲阜城では門名に相違があることを、はっきり認識していたのである。路門は路寝の門、雉門は王都の応門に相当する門、つまり王都でいえば治朝―外朝を、魯都でいえば内朝―外朝を出入する門なのであるから、庫門（皋門）とは、もう一つの重要な門、すなわち雉門（応門）と北―南に向いあう、外朝に入る門において他は考えられないであろう。こうして、この「明堂位」の一文をえて、『周礼』記事の彼此照合によって確認された門・朝配置、つまり周王朝都城の門・朝配置（前掲①）と『礼記』記事の彼此照合によって想定された門・朝配置、つまり魯都曲阜城の門・朝配置（前掲②）の対応関係を新たにあらためて示してみれば、次のようになる。

『周礼』（王都）内朝―（路門）―治朝―（応門）―外朝―（皋門）。

『礼記』（魯都）路寝―（路門）―内朝―（雉門）―外朝―（庫門）。

（？門）としてきた門名不明の門が、ここにおいてようやくくすべて明らかになったのである。皋門＝庫門は、平時は外郭域に居

住していたであろう一般民が、特別な場合に外朝に入城する門なのであり、いわゆる内城の最南門にして、内城内と外郭域を分ける重要な門であった。それはいつてみれば、神聖な空間（禁忌エリア）と日常の空間（非禁忌エリア）を分ける機能なのであって、即位に臨む新君が外部から入ってこの門をくぐることは、彼が日常の人間から神聖な人間へと昇化したことを象徴するものだったのである。先にあげた一―三に見える庫門の性格は、いずれも背景にこのような宗教的意味を設定してこそ、より正確に理解することができるであろう。

都城の建設にあたって、まず第一に必要な作業は宮殿・門朝を囲む内城壁の建設であったはずである。それは外敵の侵入から政権の中枢部を防御するという意味あいもさりながら、政権の神聖性を保証する神聖な空間を、一般日常のエリアから隔絶せしめるという強い意味あいをもっていた。そして内城壁を建設する以上、その内外を出入する門を開かねばならないが、その門が周王朝都城では皋門であり、魯都曲阜城では庫門であったのである。皋門＝庫門の建造がいかに重要な作業であったかについては、古公亶父の周原都城建設を詠ったとされる『詩経』「大雅・緜篇」の、

迺立皋門、皋門有伉、迺立应門、应门将将。

という対句によく示されている。この対句は誰しもがその脳裏にあるはずであり、そこで『周礼』に「應門―外朝が登場している以上、應門と北・南に向かい合い、外朝への入口である皋門も当然登場している」と予想して『周礼』を讀過していくのであるが、しかし、予想通りにはならず、皋門についての情報はどこにも存在

しないという事態に気づくことになる。せめて〈匠人〉が廟門・闈門・路門・応門とならんで、皋門の門名だけでも掲げておいてくれればよいのであるが、それも無い。本稿もその隔靴搔痒の感に陥っていたのであるが、『周礼』の記事ではないけれども、ここに『礼記』『明堂位』の一文にいきつくことによって、そのジレンマからようやく解放されることになったのである。

以上が、『周礼』の記事とそれに『礼記』の一部の記事を加えることによって導きだされる、本稿がいう儒家的理想型としての『周制プラン』における周王朝都城の門朝・城郭構造である。このうちの門朝構造についていえば、あわせて抽出された魯都曲阜城の門朝構造も、門名に相違はあるものの、基本的には周王朝都城のそれと同じであったのである。その門朝構造は三朝三門配置ということができようであろう。

二 『春秋左氏伝』にみられる春秋列国都城の門朝・城郭構造

『周礼』ほどではないが、『春秋左氏伝』も取り扱いに注意を要する文献である。『春秋左氏伝』のすべてが春秋時代の事実を伝えているとは、誰も考えないであろう。とりわけ、ある事件についてのある人の批評を口説で記した分節は、本当にその春秋時代のある人がそう言ったのではなく、春秋以降の誰かが、その春秋時代のある人があたかも本当にそういったように、その口説を付加した場合がそうとうに多いように思う。したがって、その口説

に示されている思想なり認識なりは、実は春秋時代のそのある人のものでなく、口説を付加した春秋以降の人のそれである可能性がきわめて高いことになるのである。どの記事もそれが春秋の現実を伝えたものか、そうではなく春秋以降の事実の反映なのか、疑えばきりがないであろうが、ただ、本稿で引用するような、口説記事ではない、ある事象の推移などを記したいわば叙事記事についていえば、春秋時代の現実をほぼそのままに伝えているとみてよいのではなからうか。『春秋左氏伝』各種記事の性格をそのように理解したうえで、関連記事を抽出して列国都城の門朝・城郭構造を明らかにしてみようと思う。

〔内城と外郭〕

旧稿『春秋時代の都市―城・郭問題探討―』（『東洋史研究』三四卷・四号）では、まず外郭をもった城壁都市の事例を抽出してみたのであるが、煩を避けずに今その結果を再録してみると次のようになる。（なお、『春秋左氏伝』では郭はほとんどの場合『郭』という字面で登場している。もともと『郭』という字面も皆無ではなく、以下に示すとおりいくつかの用例がある。『郭』と『郭』がどのような関係にあるのか、これも本稿にかかわる問題であろうが、その詮索は後日を期することとして、ここでは引用文において『郭』・『郭』をそのまま用い、叙述では『郭』を統一して用いることにしたい）（以下、隠公元年↓隠元のごとく略記する）。

①宋都商丘。鄭、王師とともに宋を伐ち、その郭に入る（隠五）。北郭に盟う（昭六）。

②魯都曲阜。郭に災あり（莊二四）。西郭に城く（襄一九・哀四）。

郭門（哀一四）。

③ 齊都臨淄。西郭・南郭・東郭・北郭（襄一八）。北郭（襄二八）・郭闕（哀一四）。

④ 曹都曹城。齊、曹を伐ち、其の郭に入る（文一五）。

⑤ 許都許城。鄭、許を伐ち、其の郭に入る（成一四）。

⑥ 鄭都鄭城。晉、諸侯を帥いて鄭を伐ち、其の郭に入る（襄元）。

⑦ 魯邑成城。師を帥いて成の郭に城く（襄一五）。

⑧ 衛都楚丘。諸侯、衛の楚丘の郭に城く（僖一二）。

⑨ 衛都帝丘。郭門（昭二〇）。晉、衛を伐ち、其の郭に入り、將に城に入らんとす（哀一七）。

⑩ 楚邑巢城。楚、巢に郭す（昭二五）。

⑪ 楚邑卷城。楚、卷に郭す（昭二五）。

⑫ 齊邑廩丘。魯、齊を侵し、廩丘の郭を攻む（定八）。

⑬ 魯邑郕城。郭門（定一〇）。

⑭ 齊邑朝歌。晉、朝歌を囲み、其の郭を伐つ（哀三）。

⑮ 齊邑高唐。晉、高唐の郭を毀つ（哀一〇）。

以上の十五記事はいずれも外郭の存在を確認することができる例であるが、^レ其の郭に入る^レとは郭壁を突破して外郭の部分に入ることであり、いうまでもなく郭壁の存在を前提としている。つまり、①・④・⑤・⑥・⑨の諸城はいずれも郭壁をもっていたことが知られる。次に郭門・郭闕が郭壁のある部分に穿たれた門を指すことは明らかであって、したがって②・③・⑬の各城には必然的に郭壁が存在したことになる。また^レ郭を毀つ^レとはおそらく郭壁を破壊することをいうにちがいない、⑮もやはり郭壁

をもっていた可能性が高いわけである。そして^レ其の郭に城く^レ、^レ某に郭す^レとは郭壁の築城をいうのであるから、⑧・⑩・⑪の各城はその築城時点ではじめて郭壁をもつに至ったか、あるいは以前から郭壁をもっており、その築城時点で増築・修築がなされたのだと考えねばならない。すなわち、十五例中十三例について、郭壁の存在を確認することができるのである。のこる二例は、^レ郭を攻む^レの齊邑廩丘と^レ郭を伐つ^レの晋邑朝歌ということになるが、この二記事だけではなんともいえないものの、やはりその敵軍は郭壁を突破して外郭を攻め外郭を伐つたのではなからうか。ともかくこのように、外郭は通例、郭壁で囲まれていたことが知られるのである。

外郭という空間は郭壁と内城壁に挟まれた部分をいうのであるから、外郭が存在した以上、当然内城壁が存在したことになるが、ところがその内城壁の存在を『春秋左氏伝』の記事から確認することは、実はきわめて困難なのである。右のように郭壁の存在がかなりの程度に確認しうるのに対して、これは残念至極な事態であるといわねばならない。ただそれは、資料が不足しているというまでのことであって、内城壁が存在しなかったというわけではもちろんないはずであり、事実不十分な記事ながらも、一五例のうち次の諸城については内城壁の存在をなんとか確認することができる。

⑧ 衛都楚丘。諸侯、楚丘に城いて衛を封ず（僖二）。諸侯、衛

の楚丘の郭に城く（僖一二）。前者の築城が内城壁のそれであることはまちがいない。

⑨衛都帝丘。晋、衛を伐ち、其の郭に入り、將に城に入らんとす（哀一七）。後者の入ろうとした「城」の城壁が内城壁であることはまちがいない。

⑥鄭都鄭城。郭壁の内側（洧水の内側）に「師之梁」という門が存在したが、その門は内城壁の門であったはずである（襄二六・三〇）。

③齊都臨淄。晋が齊の都城を攻撃した際、東郭・北郭を焼き、揚門と東門を攻めた。外郭域を焼き、さらに二つの門を攻めたというのであるから、この二門は外郭の内側、つまり内城壁の門であったはずである（襄一八）。

⑬魯邑郕城。一門を出ることに門を閉め、遂に郭門にまで及んだという記事があり、郭門の内側にいくつかの門があったのであるから、そのあるものは内城壁の門であったはずである（定一〇）。

②魯都曲阜。伯禽の弟煬公が茅闕門を造営したと伝えているが、これは雉門のことであり内城壁の門である（定二）。

この六例は、内城壁の存在を想定させる、その想定確度の高い順に排列したつもりである。一五例のうち、内城壁の存在をなんとか確認できる例は六例であるというこの割合をどう評価するか、確率論的には評価が別れるであろうが、しかし常識的に考えれば、残りの九例も内城壁が存在したはずであると誰もが考えるであろう。そして、一五例のうち八例、六例のうち五例が列国都

城であるという比率を前にすると、大半のそれらは資料上確認できないものの、春秋時代の列国都城はどれも原則として、内城壁と外郭壁をもつ内城外郭式構造をとっていたと思われるのである。これが旧稿で確かめることのできた状況であった。

では、その外郭と内城の様相を『春秋左氏伝』はどのように伝えていたのであろうか。もちろん記事は断片的でまとまった叙述はないのであるが、まず外郭域についていくつかの関連記事あげてみよう。

夏五月、晋韓厥・荀偃帥諸侯之師伐鄭、入其郭、敗其徒兵於洧上（襄元）。

「洧上」の洧とは洧水のことであり、『詩経』「鄭風」「溱洧」の詩にあるとおり、溱水とともに鄭国都城に沿うように流れていた。この記事は諸侯軍がその外郭域に侵入して、その歩兵を洧水のほとりで敗つたことを伝えているのであるから、外郭域のある部分を洧水が流れていたことになる。中小河川とはいえ、『詩経』に詠われる規模の河川が流れていたとなると、外郭域の広さがおおよそ推測されるというものである。ちなみに鄭城外郭域を流れるこの洧水については、次のような記事もある。

鄭大水、龍鬪于時門之外洧淵。國人請為禱焉。子産弗許、曰、我鬪、龍不我覲也、龍鬪、我独何覲。禳之、則彼其室也。吾無求於龍、龍亦無求於我。乃止也（昭一九）。

龍が洧水の淵で戦い、人々がそれを鎮めようとしたというのであるから、この時の大水は洧水の氾濫を引き起こしたのであろう。その流路にあたる外郭域は大浸水の状況を呈したにちがいない。

それはおそらく内城への浸水もが危惧された事態であり、だからこそ人々はあばれる龍を鎮めようとしたのであるが、その龍が闘っている涪水の淵は時門という門の外側であった。とすれば、時門は内城壁に穿たれた門に相違なく、外郭城の氾濫は時門を突破して内城内に侵入する危険をはらんでいたのである。

このように鄭城の外郭域は、涪水が流れ、そこで歩兵を投入した戦闘が行われ、大水の際には大浸水となるなど、かなりの面積をもっていたと推測されるのであるが、そこにはもちろん居住区・街路・市場・手工業区などが分布していたであろう。たとえば、次の記事はその様相の一端を伝えている。

秋、子元以車六百乗伐鄭、入于桔株之門。子元・鬬御彊・鬬梧・耿之不比為旃、鬬班・王孫游・王孫喜殿。衆車入自純門、及達市(莊二八)。

これは子元を主将とする楚の大軍が鄭国都城を攻撃したことを伝えたものである。この時純門から侵入した戦車部隊がどれほどの数であったのかはつきりしないが、相当な数が純門をくぐったに相違ない。その侵入した戦車部隊が到着した達市の達とは、大達(隱一一)・達路(宣一二)の用例に見られるような大道であり、達市とはもちろんその大道に面した市場であったはずであり、楚軍の戦車部隊はおそらくその大道を進み、市場の広場に到って整然と陣を構えたのであろう。いうまでもなくそのような大道や戦車部隊が整列するほどの規模をもった市場広場は、外郭域に存在した。したがって、楚の戦車部隊が入った純門とは、もちろん外郭壁に穿たれた郭門でなければならぬし、子元の入った桔株之

門ももちろん郭門なはずである。その外郭域には大道や大市場を日々利用する人々の居住区があり、またある種の手工業区も分布していて、いわば日常生活の場であった。そこに楚軍の大戦車部隊が侵入してきたということは、鄭の人々にとって自らの日常生活が侵略軍の制御下におかれる危険がせまったことを意味する。鄭の人たちは、この危機に直面して桐丘への逃亡をはかるのであるが、種々の事情により楚軍が撤退していくことになり、危機は九死に一生をえるがごとくに終息したというのが、この事件の最終的な決着である。

次に内城内についての関連記事に移りたいが、これも鄭城についてのそれらを見てみることにしよう。

六月丁卯夜、鄭公子班自訾求入于大宮、不能、殺子印・子羽、反軍于市。己巳、子駟帥國人盟于大宮、遂從而尽焚之、殺子如・子駟・孫叔・孫知(成一三)。

これは鄭の公子班(子如)が君位をねらってしかけた、夜のクーデター騒動を伝えたものである。まず公子班がめざしたのは大宮へ侵入してそこを確保することであったが、それは大宮の宗教的機能を掌握することが君位につく大前提であったためにちがいない。しかしそれは失敗におわり、そこで子印と子羽を殺害して、やむなく反乱軍を、市^レ市場に駐屯させることになった。その市場は当然外郭域に存在したはずであり、それは結局、内城に入つて大宮を確保することができず、外郭域に軍勢を配置せざるをえなくなつたことを意味している。これに対して、クーデター軍の内城侵入を阻止した子駟たちは、大宮を確保してその宗教的威靈

のもとに国人と盟って彼らの支持をとりつけ、外郭域に出て市場に駐屯していたクーデター軍を焼き払い、公子班らを殺害することができた。公子班らが大宮を確保できなかったのに対して、子駟たちはそこを確保したのであり、記事の文意からして、大宮は内城内にあったとしか考えようがないであろう。

この事件に関連して、今度は子駟たちが殺害されることになる、次の事件の記事は興味深い。

冬十月戊辰、尉止・司臣・侯晋・堵女父・子師僕帥賊以入、晨攻執政于西宮之朝、殺子駟・子国・子耳、劫鄭伯以如北宮（襄公一〇年）。

これも夜明け前のクーデターであるが、この時はクーデター軍が西宮・北宮まで侵入して子駟らを殺害し、一時的には成功をおさめることができた。成功をおさめたというのは、彼らが西宮・北宮という重要な宮殿にまで侵入したからであり、帥賊以入の「入」とは、それらの配置されている内城内への侵入を指しているはずである。つまり、この記事は鄭都の内城内に西宮・北宮という宮殿が存在していたことを伝えているのである。

『春秋左氏伝』は、このように大宮・西宮・北宮など、某宮とよばれる宮殿が鄭都の内城内に存在したことを伝えている。また、内城壁あるいは内城内部にいくつかの門が存在したことも伝えている。ただ残念なことに、それらの各宮殿と各門の配置、つまり門・朝の配置情況について記しているところはまったくない。比較的記事の多い鄭都についてですらこの状態であり、より少ない他の列国都城となると、実は探索しようがないのが実情なのであ

る。

『春秋左氏伝』から外郭と内城の様相を抽出するといっても、資料の有効性からいって以上のような考察がせいぜいのところであり、これ以上詮索してみても、成果はほとんど見込めないであろう。そこで、ここではいったんその作業を中断して、『春秋左氏伝』の記事からうかがうことのできる、内城・外郭構造にまつわる重要な問題に視点を移したいと思う。

〔内城壁の宗教的性格〕

その問題とは、前節で言及した皋門（庫門）の穿たれた城壁、つまり内城壁が神聖な空間（禁忌エリア）と日常の空間（非禁忌エリア）を分ける、重要な宗教的性格をもっていたのではなからうかという問題である。それは、内城・外郭の存在を示していると思われる『春秋左氏伝』の記事を列挙した際に、必然的に気づかざるをえなかった問題なのであるが、その気づききっかけは都城攻防戦における「入」という表記であった。今、すでに引用した記事以外から、「入」という表記を探してみると、次のような例をあげることができる。

秋七月、公会齊侯・鄭伯伐許。庚辰、傅于許。穎孝叔取鄭伯之旗蝥弧以先登、子都自下射之、顛。瑕叔盈以蝥弧登、麾而呼曰、君登矣。鄭師畢登。壬午、遂入許。許莊公奔衛（隱一一）。

これは魯・齊・鄭が許の都城を攻撃したことを伝えたものであるが、「傳」とは傅着の意味であって、城壁にとり着くことである。先陣をきって城壁を登ったのは鄭の武將穎孝叔であり、彼は鄭伯

の旗印を掲げて登ろうとしたものの、下から射られて落下してしまつたが、次にやはり鄭伯の旗印を掲げて登つた瑕叔盈は上まで登り切り、城壁上で旗印を振つて「わが君は登られたぞ」と叫んだ。これに呼応して鄭軍は全員が登り切り、遂に許に入り、許の莊公は曹へ逃亡した、というのである。莊公が逃亡してしまつたのであるから、三軍が取り着き、鄭の全軍が登り切つて入つた城壁は、許都の内城壁であつたはずであり、最終防御線としての内城の突破であるからこそ、「遂」にいう表記がわざわざ付けられているのである。

六月、鄭子展・子産帥車七百城伐陳。宵突陳城、遂入之。陳侯扶其大子偃師奔墓、…(襄二五)。

これは鄭軍が車七百乗をもつて陳の都城を攻撃し、城壁に突入して都城に入つたことを伝えたものであるが、陳侯とその太子が墓に逃亡したことといひ、「遂」という表記といひ、やはり最終防御線である内城壁を突破して内城に入つたことを表示しているにちがいない。

慶封婦、遇告乱者。丁亥、伐西門、弗克。還伐北門、克之。入、伐内宮、弗克(襄二八)。

これは斉で専権をふるつていた慶氏に対して、陳氏や鮑氏らがクーデターをくわだてたことを伝えたものであるが、この時、慶氏の族長慶封は外出しており、帰路でクーデター勃発を知ることとなつた。そこで自軍を率いて斉都臨淄を攻撃してまず西門を攻めたが、これには失敗、そこで軍を迂回させて北門を攻めこれには成功した。こうして「入り」、内宮を攻めたがこれには失敗し

てしまつたというものである。内宮を攻めたのは、そこに陳氏や鮑氏が景公を擁してとじこもつていたからであり、クーデター側はすでに宮中を掌握していたのである。内宮はもちろん内城内のある宮殿であり、したがつてこの「入」とは内城壁の北門を突破して、内城に入つたことを表示しているはずである。

いったい『春秋左氏伝』は数多い都城攻防戦を伝えているが、それらの記事における「入」という表記は、ほとんどの場合内城壁を突破して内城に入ることを意味している。「入許」とは許都の内城に入つたことを意味しているのである。この場合、国君が逃亡するか、降伏して血統の存続を懇願するかが通例であつた。これに対して「入某郭」という表記は、郭壁を突破して外郭には入つたが、まだ内城には入っていないことを意味している。「入許郭」とは許都の外郭には入つたけれども、まだ内城には入っていないことを意味しているのである。この場合も、攻撃される側としては緊急事態であり、時にはこの段階で国君が逃亡しようとしたりすることもあつたが、なぜか内城への侵入を許してしまうことは、あまりなかつたようである。攻撃軍の目的は、滅国ではなく、外郭域にはいるという事実そのもの、換言すれば威嚇による服従であることが多かつたのであろう。

このように「入」の意味を考えると、一個の都城において内なる神聖な空間(禁忌エリア)と外なる日常の空間(非禁忌エリア)を分けるラインは、内城壁であつて郭壁ではなかつたという理解が生じてこざるをえない。以下には、この理解をより確かなものにするために、一つの傍証を取り上げてみようと思う。

それは「城下之盟」の意味であり、たとえば次のような記事があげられる。

新城之盟、蔡人不与。晋卻缺以上軍・下軍伐蔡、曰、君弱、不可以怠。戊申、入蔡、以城下之盟而還。凡勝国、曰滅之。獲大城焉、曰入之（文一五）。

これは、新城の盟に参加しなかった蔡を譴責するために、晋が蔡を攻撃してその都城を攻略したことを伝えたものである。ここにいう「入蔡」とはもちろん蔡都の内城に入ったことを意味しているものであり、その事態を、内城を大城と表現して「獲大城焉、曰入之」と説明しているのである。この時、蔡の公室は存続を許されて滅亡をまぬかれたのであるが、ただし「城下之盟」という屈辱を味あわねばならなかった。城下之盟がいかに屈辱であったかは、次の記事によく示されている。

宋人懼、使華元夜入楚師、登子反之牀、起之。曰、寡君使元以病告、曰、敝邑易子而食、析骸而爨。雖然、城下之盟、有以国斃、不能從也。去我三十里、唯命是聽。子反懼、与之盟、退三十里、宋及楚平（宣一五）。

これは、楚軍による宋都包圍作戦の推移を伝えたものである。楚軍が宋都を包圍して持久戦の構えをみせはじめたため、それに恐怖をいだいた宋は、夜半、華元をこっそり楚軍の陣営に送り込み、楚軍の主将子反のベッドまで侵入した華元は子反を起こして次のようにいった。「わが君（宋の文公）は、私をして自分は病気であるとあなたに告げさせ、こうおっしゃっています。我が国は、貴軍に囲まれて窮乏し、互いに自分の子供を取り換えて食

らい、骸骨を折って薪にするという、悲惨な有様になっております。しかしながら、城下之盟だけは、たとえ国もろとも斃れようとも、絶対承服できません。願わくば、貴軍が三十里退いてくださるなら、どんなことでも従います」と。夜中に襲われた子反は怖くなつて華元と約束し、楚軍は三十里退却して、楚と宋は講和することになった、というものである。これを見れば、城下之盟は国の滅亡すら及ばない屈辱であったことになるが、それはなぜであろうか。この疑問を解くためには、城下之盟の城下とはどこかということを明らかにしなければならない。その解決の糸口となるのはおそらく次の一記事のみであろう。

楚師伐鄭、次於魚陵。子庚門于純門、信于城下而還、涉於魚齒之下（襄一八）。

これは楚軍による鄭都攻撃を伝えたものである。楚将子庚は、その際軍勢を率いて鄭都の純門を攻撃したとあるが、純門とは先の莊公二八年の記事にみえる鄭都の郭門である。この時はたして外郭域に入り得たのかどうか、直接の記載はないものの、「涉於魚齒之下」という記載から確度の高い想定が可能というものである。襄公元年の記事を引いてすでに指摘したように、鄭都の外郭域には洧水が流れていたのだから、子庚の軍が帰路に涉った魚齒之下とは洧水の渡し場であるにちがいない。つまり子庚の軍は、外郭域にまで入っていたのである。そうするとここは「子庚の軍は郭門である純門を攻撃して、これを突破して外郭域に入り、洧水を渡ってさらに内側の内城にせまったが、鄭の人々は内城内に閉じこもって固守し、出軍して応戦しようというけはいが

いっこうにない。そこで）子庚は城下に住宿して一応圧力をかけてみたものの、膠着状態を溶かすことができず、軍を引き返して魚齒之下で涓水を渡った」という文意にとらざるをえないであろう。魚齒之下が涓水の渡し場なのかどうか、一抹の不安が残るのであるが、しかし城下の「城」が郭壁ではなく内城壁であることはまちがいないと思う。内城壁外側に楚軍が住宿したとなれば、それは鄭の人々にとつて大きな恐怖となったはずであるが、鄭は耐えきって応戦せず、楚はその固守ぶりを見て無理な突入をはからず、この攻城戦線は悲惨な戦役とならずに終息したのである。

この襄公一八年の「城下」を城下之盟に援用するならば、城下之盟とは内城壁の外側での盟ということになる。いったい『春秋左氏伝』は、さまざまな盟がさまざまな場所で行われたことを伝えているのであるが、列国君主が盟を主催する場合、それは本来内城内で行われるべきものであった。なぜなら、盟は祖先の靈威が及んでいる空間においてその守護のもとに行われるべきものであり、神聖な空間である内城内だけが条件になつていたからである。具体的にいえば、盟の相手が都城に到着すると、主盟者である君主は内城から出て相手を出迎え、相手を誘導して内城に入り、祠廟などにおいて盟を行ったのである（この主盟…送迎は君主の代わりに卿・大夫クラスの高位者が行うこともある）。

甲戌、晋趙武入盟鄭伯。冬十月丁亥、鄭子展出盟晋侯（襄一一）。

これは晋と鄭の講和を伝えたものであるが、実際としては晋軍の強勢の前に講和を余儀なくされたものであるとはいえず、形式的

には対等の盟を行うことができた。まず趙武が晋の全権として鄭都の内城に入り、そこで鄭の簡公を主盟者として両者で盟が行われる。次には晋侯を主盟者とする盟が必要であり、鄭側は本来ならば遠く晋都に赴いてその内城に入り、晋都の神聖な空間で盟に臨まねばならないが、しかし、今は晋軍が鄭都にまで到達しているのであるから、そうはいかない。それにこの盟は晋侯が主盟者であるから、鄭都の内城で行うことももちろん不可能である。そこで鄭の全権子展は鄭都の内城から出て、おそらく晋軍駐屯地に設置された会場に赴き、そこで晋侯と盟つたのである。その会場には、晋都内城内と同様の神聖性を保証する何らかの設営が施されていたであろう。この二度の盟においてイニシアチブをとつたのは晋であろうが、しかし、鄭は一度目の盟を鄭都の内城内という、自身の神聖な空間で実施しえたのであり、形式的には面目をたもつことができたのである。

こう考えてくれば、城下之盟がなぜ大きな屈辱なのか、理由は自ずから明らかであろう。盟の相手が内城壁のすぐ外側にまで来ていながら、相手は内城内に入ることをせず、逆に強制されて内城の外に、いわば引き出されて盟に臨まざるをえないのであるから、自己を保護してくれる神聖な空間がすぐ後ろにありながら、しかしその空間の中に居ることができないという、きわめて大きな苦痛を受けさせられるのである。その苦痛は、具体的にはおそらく三つの意味あいをもっているであろう。第一に、その内城の神聖性は要するに祖先の靈威によって保護され保証され続けてきたものであり、それを相手側に否定され無視されたのであるから、

それは血統の断絶、つまり滅国にも等しいことになるが、その否定・無視が内城という神聖空間の寸前で生じたという事実が、その衝撃をさらに大きくしているという意味あいである。第二に、相手側が内城内に突入して敗死したとすれば、滅国もやむをえないであろうが、相手は突入寸前まで来ながら、わざとこの滅国に等しい苦痛をあたえたのであり、それは死しての滅国にもまさるという意味あいである。第三に、このような辱めを、内城壁のすぐ外側、言うなれば祖先が見ている目の前で受けているのであるから、祖先に対してこれ以上の不面目はないという意味あいである。すなわち、三つの意味あいは、城下之盟の場所が内城壁すぐ外側であつてこそ、真に意味をもつのである。三十里離れてくれれば何をされてもかまわない、と言つた先の宋文公の口説を思いおこすべきであろう。

城下之盟がもつ右のような意味あいは、いうまでもなく内城壁のもつ宗教的な性格に正しく対応している。内なる神聖な空間（禁忌エリア）と外なる日常生活空間（非禁忌エリア）との境界は、郭壁ではなく内城壁と意識されていたのである。そうであつたらこそ、その神聖な空間でなされるべき行為が、その空間のすぐ外側でなされること、大きな屈辱と考えられたのである。

内城壁の宗教的性格についての、以上のような理解が幸いにしてまちがいないならば、いままで解釈に不安があつた『春秋左氏伝』のいくつかの記事の、その不安を掃うことができるかも知れない。最後にそのうちの二つの記事をかかげておきたいと思う。

初、内蛇与外蛇關於鄭南門中、内蛇死。六年而厲公入（莊

一四）。

鄭の厲公と蔡仲の対立は、勝利した蔡仲が昭公を即位させ、敗北した厲公は櫟に奔るといふ事態を引き起こしたが、その後十数年にして厲公が再び鄭都にもどつて復位を果たすことになつた。その一連の事件の、いわば事後予言がこの記事である。内蛇とは現に君位にある昭公、外蛇とは櫟に奔っている厲公を象徴していることはいうまでもないが、両者が鄭都の南門内で闘つた結果、内蛇が敗死し、その予言通りに六年後に厲公が復位したといふのである。両者が闘つたその南門内とはいつたところであろうか。内城壁の宗教的性格が確認されている以上、その特定はそれほど困難ではない。内城は君位につくもの、つまり闘いの結果として、勝利した蛇だけが入ることのできる神聖な空間なのであるから、勝敗を決する闘い自体は内城外で行われたはずであり、したがつて南門とは内城壁の門ではない。そうすると南門は郭門とならざるをえず、両者は内城壁の外側にして郭壁の内側、すなわち外郭域で闘つたのである。遠く櫟から帰つてきた厲公蛇は外郭域では容易に到達できたであろうが、しかし、その内側の内城に入るためには、迎え撃つべく内城から出てきた昭公蛇との決戦に臨まなくてはならない。そこは神聖な空間である内城を望みうる一歩手前の場所であるとともに、内城に鎮座する祖先の神霊が両者の闘いを見下ろす場所でもあり、そして外郭域居民が、両者の闘いを見守る場所でもあつた。次に君公として内城に入ることと許されるのは誰か、その雌雄を決する場所は外郭域において他はなかつたのである。

有蛇自泉宮出、入于國、如先君之數（文一六）。

これも事後予言の一種であることはまちがいないが、いったい何の事件を予言したものか実ははっきりしない。ただ、先君之數が魯国の初代から数えて、文公の前代僖公までの魯公の数をいうことはまちがいがなく、もし「魯世家」などを信じて伯禽から数えれば、それは十七である。つまり十七匹の蛇が泉宮から這い出して、國へ入っていったというのである。とすれば、一泉宮の位置が不明であるのはまことに残念であるが、これはあの世の十七人の祖先が蛇に姿を変えて、この世の現君である文公を迎えにいったという文意にとらざるをえず、つまりほどなく発生する文公の死去を予言したものと見てよいのではなからうか。問題は「入于國」の国であり、おそらくそれは内城を指しているにちがいない。そこは文公が現に存在する空間であるとともに、祖先の神靈が現君を守護しつつ鎮座している神聖な空間であり、十七匹の蛇はそれら神靈の化身であるからこそ、そこに入ることができたと思われるからである。国は本来、外郭を含まず、内城のみを指すものであったという意見の、一つの傍証資料とすることができると思うが、いかがであろうか。

必ずしも十分なものではないものの、内城・外郭構造の様相をこのように復原してみると、次には当然、門・朝構造の様相を復原してみたい思いにかられるであろうが、すでに述べたように、『春秋左氏伝』には活用しうる有効な記事がほとんど存在しない。引用した伝文には大宮・西宮・北宮・内宮といった宮殿が登場しているし、経には路寝や雉門が見えてはいるが、それらの配置情

況となると、確かな見当をつけることはきわめてむづかしい。『周礼』では、門朝構造についてのそれに比べて城郭構造についての記事がより零細であり、『春秋左氏伝』では、城郭構造についてのそれに比べて門朝構造についての記事がより零細であるという、ちょうど反対の資料事情が存在するのである。

ただ、門朝の配置にまったくふれないというのも大きな片手落ちであろうから、ここでは『周礼』の際に『礼記』を参照したのにならって、『春秋左氏伝』以外の資料を参照して若干の考察を試みておきたい。もちろん『春秋左氏伝』以外の記事を用いないという禁忌をやるわけであるから、後世の注・疏などを使ってしまったのは、やはり当初の目論見から大きくはずれてしまわざるをえない。そこで、ここで参照するのは『春秋左氏伝』の姉妹資料といってよい『国語』である。『国語』であれば、目論見を大きくはずれたという非難を受けることがないであろう。

もともと『国語』に門朝構造についての記事が豊富にあるというわけではなく、活用しうる有効な記事は、実は次の一記事のみである。

王乃命有司大令於國曰、苟任戎者、皆造於國門之外。王乃命於國曰、國人欲告者来告、。王乃入命夫人。王背屏而立、夫人向屏。王曰、自今日以後、内政無出、外政無入。内有辱、是子也、外有辱、是我也。吾見子於此止矣。王遂出、夫人送王、不出屏、。王背檐而立、大夫向檐。王命大夫曰、食土不均、地之不修、内有辱於國、是子也。軍士不死、外有辱、是我也。自今日以後、内政無出、外政無入、吾見子於此止矣。

王遂出、大夫送王不出檐、∴。王乃之壇列、鼓而行之、至於軍、∴（『國語』「吳語」）。

（傍線は注意すべき部分であると考え、筆者が付したものである）。

これは、越王句踐がいよいよ期が熟したと判断して吳王夫差との決戦に出軍していく、越都でのその出陣の様子を描いた記事の一部である。越王はまず大臣に命じて、國に軍士として戦役に参加しようと思う者は、みな國門の外に集合せよと大いに号令させた。そして、國に命令を下しているには、國人の何か意見のあるものは、やってきて意見を申せ、∴と。（その一連の措置を終えると）王は、入り、夫人にいつつけた。王は屏を背にして北を向いて立ち、夫人は屏に向かって南を向く。王はいう、今日以後は、（私はいないのであるから、この内側の政事はすべてそなたにまかせる。したがって）この内側の政事を外に出してはいけないし、外側の政事をこの内側に入れてはいけない。もしこの内側で何かがあったなら、それはそなたの責任であるが、外側で何かあったなら、それはそなたではなく私自身の責任である。そなたとは、ここで見納めとなる」と。そして、王はそこから出て、いつしたが、夫人は屏のところまで送り、そこから出ていかなかった。王は出て、次の広場で、王は檐を背にして北を向いて立ち、大夫たちは檐に向かって南を向く。王は大夫たちに言いつけていう、（今日以後、私はいないのであるから、この内側の政事はすべて大夫である諸君にまかせる）食料生産が不平等で、土地をうまく治めることができなかつたり、この内側で、

國に何か屈辱的なことがおこったならば、それは諸君らの責任である。私は外に出軍して戦うが、戦士が死をかけて戦わなかつたり、その外で何か屈辱的なことが起こったならば、それは諸君ではなく私自身の責任である。今日以後、この内側の政事を外に出してはいけないし、外側の政事をこの内側に入れてはいけない。諸君らとは、ここで見納めとなる」と。そして、王はそこから出て、いつしたが、大夫たちは檐のところまで送り、そこから出ていかなかった。その一連の措置を終えると、王は出陣式のためにしつらえた祭壇に行き、軍鼓をならして行進し、軍団が整列しているところまで至った。—およそこのような文意であろう。

まず、王が入って夫人に諸事をいつつけた場所は、当然、『周礼』の内朝・『礼記』の路寝に相当するはずであり、王の留守をあずかつて王に代わってこの政事を主催する夫人は、自身の持ち場を固く守ってそこから出なかつたのである。次に、王が出て行って大夫たちに諸事をいつつけた場所は、当然、『周礼』の治朝・『礼記』の内朝に相当するはずであり、諸事をいつつけ終わると王はそこから出ていつしたが、王の留守をあずかつて王に代わってこの政事を主催する大夫たちは、自身の持ち場を固く守ってそこから出なかつたのである。そして、王が夫人の持ち場から出ていつた門は、当然、『周礼』・『礼記』の路門に相当しなければならぬし、王が大夫たちの持ち場から出て行つた門は、当然、『周礼』の応門・『礼記』の雉門に相当しなければならない。王と夫人、王と大夫たちの会合を示すこの二つの場面は、内朝・路寝—（路門）—治朝・内朝—（応門・雉門）—という二朝・二門の存在を前提として

いるとしか考えようがないであろう。

そうすると、もう一つの(応門・雉門)―外朝―(皋門・庫門)という構造も前提としていそうであるが、皋門・庫門に相当する門名は見えないものの、応門・雉門についていえば、「國門」こそがそれに相当し、「國門之外」こそが外朝に相当するとみて、まちがいないのではなからうか。「苟任戎者」とは、一般民のなかで敢えて軍士となろうとするものに相違なく、そのような身分の者が集合しているのであるから、その場所は外朝の機能をもっていたであろうし、それに「國門」という呼び名が、『周礼』の「王門」は応門の通称・美称である可能性が高いという、すでに指摘した事情を思い起させるからである。都城のなかでとりわけ重要な応門・雉門が、その主権者に即している場合は王門、その国都に即している場合は国門と呼ばれた可能性は、低くはないであろう。春秋越都の門朝配置の実際はどうであったかはともかく、『國語』「呉語」の記事の前提には、春秋時代列国都城の門・朝構造は、原則として内朝・路寝―路門―治朝・内朝―(応門・雉門)―外朝―(皋門・庫門)という三朝三門配置をとっていたという認識があったとみてよいと思う。『春秋左氏伝』もちろんそのような認識を前提としていたはずであり、にもかかわらず『春秋左氏伝』の記事からその認識を抽出することができないのは、ただ有効な抽出記事が残っていないに過ぎないまでのことに他ならない。

今一つ、社稷と宗廟の位置についても、『春秋左氏伝』の記事からそれを割り出すことは、実はきわめて困難である。この問題を考察することは容易なことではなく、今少し時間をかけてから

一文を草してみたいと思うが、ここでは、宗廟の位置に関する重要な一記事をかかげるだけで、了恕をお願いしたいと思う。

秋、呉子壽夢卒、臨於周廟、礼也。凡諸侯之喪、異姓臨於外、同姓於宗廟、同宗於祖廟、同族於禰廟(襄一一二)。

異姓に対応する場所が外、おそらく内城外であるのは容易に想定できるとして、同姓に対応する宗廟・同宗に対応する祖廟・同族に対応する禰廟の位置関係は、どうなっているのであるか。三つの祠廟が、一か所に集まって設置されているのだろうか、そうではなく、たとえば外朝から奥に向かって宗廟↓祖廟↓禰廟と配置されているのであろうか。祖先祠廟の位置とその位置の変遷を考えるうえで、重要な示唆を提供する一記事であると思う。

本稿の目的は、『周礼』(及び『礼記』)と『春秋左氏伝』(及び『國語』)を使って、先秦都城の門朝・城郭構造を描きだすところにあつたのであり、以上の結果が結論といえれば結論であり、何かその門朝・城郭構造の歴史的意義とかについての結論めいたものがあるわけではない。そうはいっても、それではあまりにも味けないであろうから、ここでは最後に故宮崎市定博士の研究をとりあげて、本稿でえられた内容の一つの結論にしておきたい。

故博士の中国古代都市国家説に関する研究において、城郭問題に関するそれといえは、いうまでもなく「中国城郭の起源異説」(『全集』第三卷)にその意見が集約されている。

故博士は、そのなかで先秦時代の城壁都市は次のような変遷をたどったと述べられている。

山城式(内城式)↓城主郭従式↓城従郭主式↓城壁式(外郭式)

城主郭従式とは、内城外郭のうち、内城の機能が主で外郭の機能はまだそれほどではなかった段階を指しているのであるから、本稿が『春秋左氏伝』によって描き出した春秋列国都城の城郭構造は、ほぼこの段階に相当するものとみてよいであろう。内城壁の宗教的性格や最終防線機能、あるいは国は本来内城だけを指すものであるという意識が見られることなどに示されているとおり、当時の列国都城における城壁の宗教的・政治的重要さは内城壁にあり、郭壁にはまだそのような重要性が認められないのである。より正確にいうならば、しだいに城従郭主式の様相が出現しつつあったが、しかし基本的にはまだ城主郭従式の段階であったと言えようか。

ところが『周礼』では、内城と外郭の性格差異を示すような記事は残念ながらほとんどないのはあるが、ただ、外郭部分も国に含まれるという意識の存在が確認されることだけは見落してはならず、その点においては、『春秋左氏伝』とは異なつた認識を前提としていえると思われる。したがって、その認識は、城従郭主式の段階に相当するとみてよいのかも知れない。言い換えれば、城郭構造変遷の時間的段階についていえば、『春秋左氏伝』の認識はより古く、『周礼』の認識はより新しいといえるかも知れないのである。（未完）。

* 本稿は平成二八年度学校法人東北学院共同研究助成金「都市平面プランの思想的規範に関する比較史的研究」（研究代表者・櫻井康人東北学院大学文学部教授）及び科学研究費・国際共同研究強化（B）「中国歴代都城の宮廟官寺・門朝城郭配置構造

を正確に復原するための遺跡現地共同調査」（19KK0013 研究代表者・谷口満東北学院大学文学部教授）による研究成果の一部である。